

四日市市告示第530号

電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月30日

四日市市長 森 智 広

電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱

電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税の減免に関する要綱（平成23年四日市市告示第103号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市税条例（平成16年四日市市条例第42号）第89条第1項第3号の規定に基づき行う電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税種別割の減免について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の対象)</p> <p>第2条 電気のみを動力源とする軽自動車等で、四日市市に平成23年4月1日現在において登録済みのもの及び平成23年4月1日から令和3年4月1日までに登録されたものを減免の対象とし、当該軽自動車等に課する軽自動車税種別割を減免する。ただし、当該軽自動車等にかかる納期到来分の軽自動車税種別割に未納がある場合は減免の対象としない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市税条例（平成16年四日市市条例第42号）第89条第1項第3号の規定に基づき行う電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税の減免について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の対象)</p> <p>第2条 電気のみを動力源とする軽自動車等で、四日市市に平成23年4月1日現在において登録済みのもの及び平成23年4月1日から平成33年4月1日までに登録されたものを減免の対象とし、当該軽自動車等に課する軽自動車税を減免する。ただし、当該軽自動車等にかかる納期到来分の軽自動車税に未納がある場合は減免の対象としない。</p>

(減免の申請)

第4条 第2条の規定によって軽自動車税種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、軽自動車税種別割減免申請書(別記様式)に車検証の写しその他電気のみを動力源とする軽自動車等であることを証明する書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

2 第2条の規定によって軽自動車税種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申請しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(減免の申請)

第4条 第2条の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、軽自動車税減免申請書(別記様式)に車検証の写しその他電気のみを動力源とする軽自動車等であることを証明する書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

2 第2条の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申請しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

一連番号

--

軽自動車税種別割減免申請書			
(あて先) 四日市市長		令和 年 月 日	
申請者住所 (納税義務者)		_____	
氏 名		_____ 印	
電話番号		_____	
四日市市税条例第89条第1項第3号の規定により、下記のとおり 年度より 年度まで、年税額 円の減免を申請します。			
減免を受けようとする軽自動車等の事項	車両（標識）番号		車台番号
	主たる定置場		
	種 別	車 名	形 状
	用 途	原動機の型式	定格出力 kW
減免申請事由	・電気のみを動力源とする軽自動車税種別割対象車両		
備 考			

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税の減免に関する要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(財政経営部市民税課)